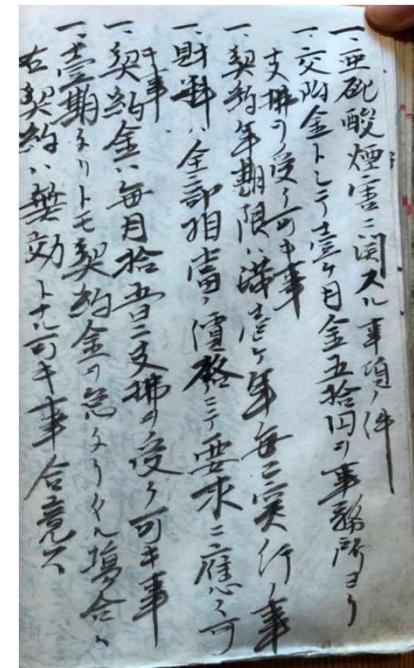
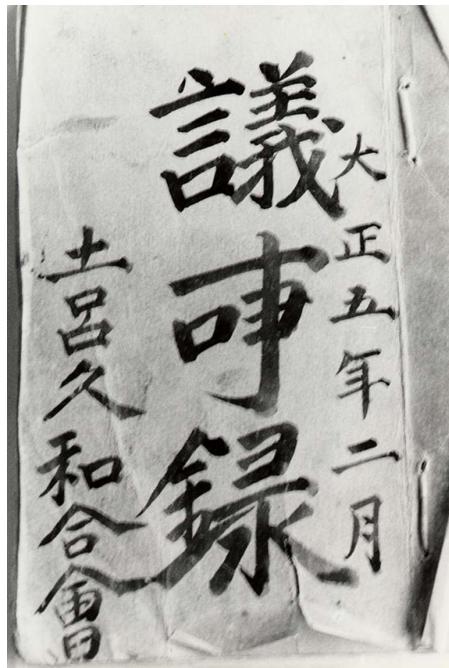


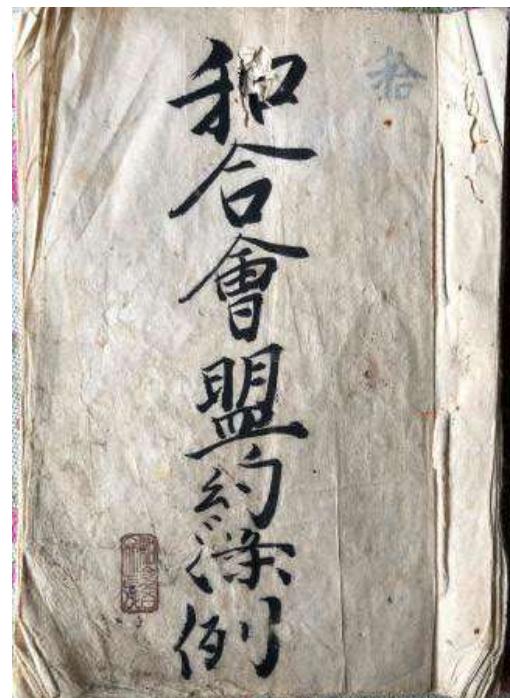
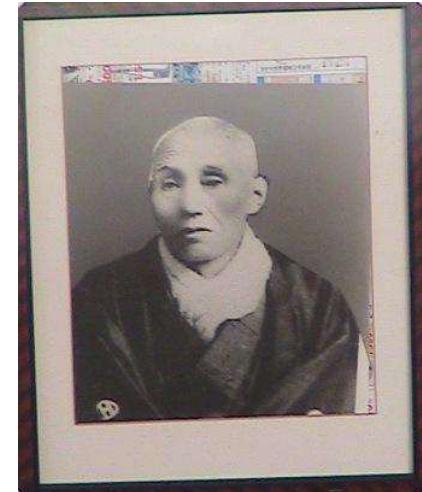
煙害がうんだ共同体内の対立



和合會議事録と討議内容

① 金融互助組織 和合会の結成

1890年、土呂久に金融互助組織「和合会」が組織された。彦根で修行して帰ってきた浄土真宗の伴僧佐藤善縁が、貨幣経済の浸透してきた山村で、町の高利貸から土地をとられることを防ぐ目的で創設した。



「一味和合」には、性質の異なる多くの川の水も海に流れ込めば一つの味になるという意味がある。「和合会」には、裕福な人が困っている人を助けながら、仲よく平等な土呂久をつくっていこうという願いがこめてある。

金融機関として出発した和合会は明治の末、重要なことを決めて運営し、犯罪の捜査や処罰をおこない、農産物の共同購入、産業組合化を勧めるなど、集落の自治組織になった。

② 議事録に残された煙害の記録

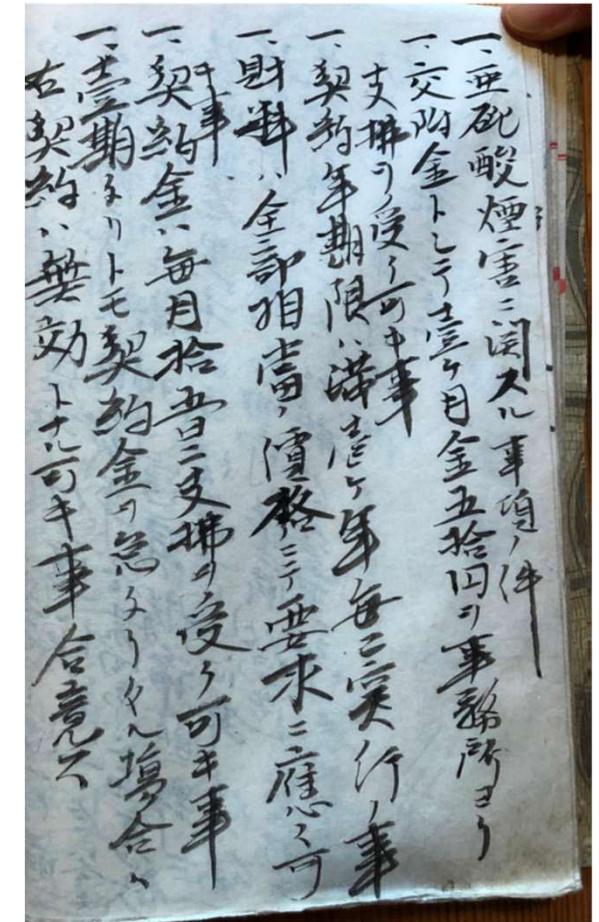
和合会の書記が総会の議事録を作成して自宅に保管してきた。1966年に和合会が解散するまでの議事録は、現在、土呂久公民館に展示されている。



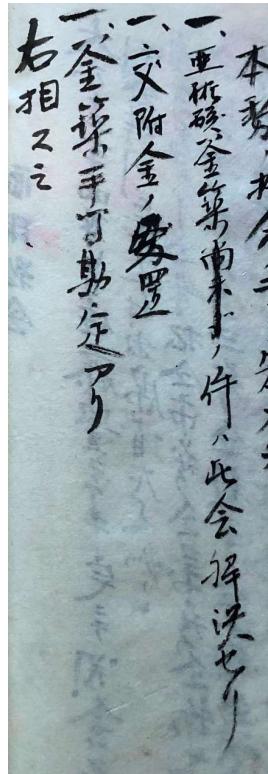
亜ヒ酸製造が始まってから3年後の1923年11月25日の総会で、「亞砒酸煙害ニ関スル事項ノ件」として、和合会が鉱山と結んだ契約のうち5つの条項が記してある。重要なのは、鉱山が毎月50円の交付金を払う見返りとして、和合会は「材料は全部相当の価格にて要求に応すべき事」とあるくだりだ。

池田牧然獣医師の報告書に、次の文章がある

和合会と亜ヒ酸鉱経営者と鉱業上に関し契約あり。その契約書は、12カ条に亘っているが、内容は、資本家が順朴なる農民をいかに圧迫せるかを窺うに足るものがある。



③ 交付金から被害金に



1923年11月の定期総会（契約書の内容を討議）から5か月後の1924年4月に開かれた臨時総会の議事録には、

- 一、亜ヒ酸窯築（かまつき）の件はこの会解決せり
- 一、交付金の設置
- 一、窯築手間勘定あり

という記載がある。

鉱山が和合会に亜ヒ焼き窯の増設（窯築）に協力を求め、和合会が力を貸して窯を築くと、その仕事の対価として「手間勘定（労賃）」が支払われたことがわかる。契約にいう「材料」には「亜砒を焼く際の薪や炭」だけでなく「亜ヒ焼き窯の建設」も含まれていた。煙害の元凶である亜ヒ焼き窯の建設に和合会は協力させられたのである。

和合会の会計に「交付金」という費目が設けられた。鉱山から和合会に払われる金額を**共有金**として和合会の会計にいれるという意味であろう。

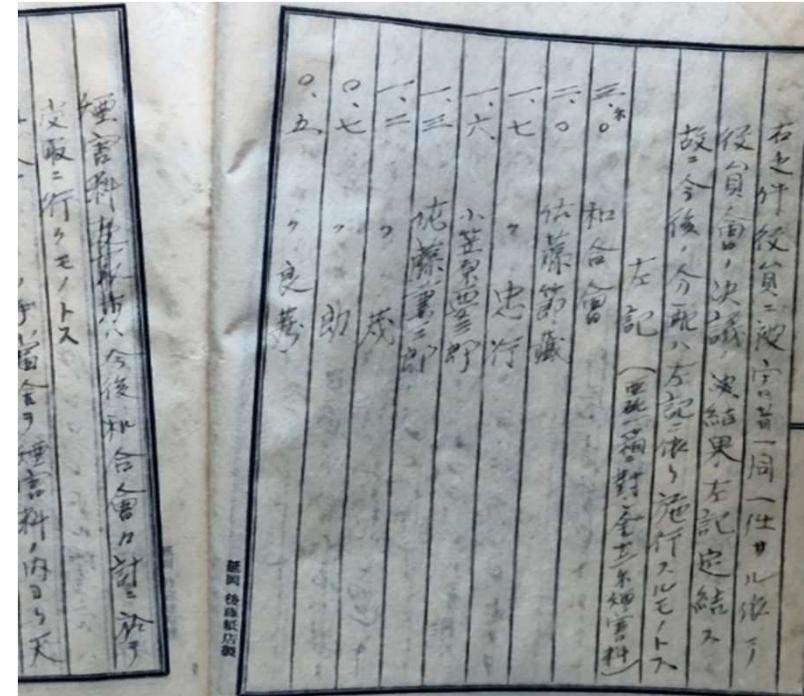
これ以後の議事録に「**煙害者**」の言葉が出てきて「交付金」の呼び方が**「被害金」**に代わる。**煙害者個人への分配法**をめぐって和合会内に対立がうまれる。

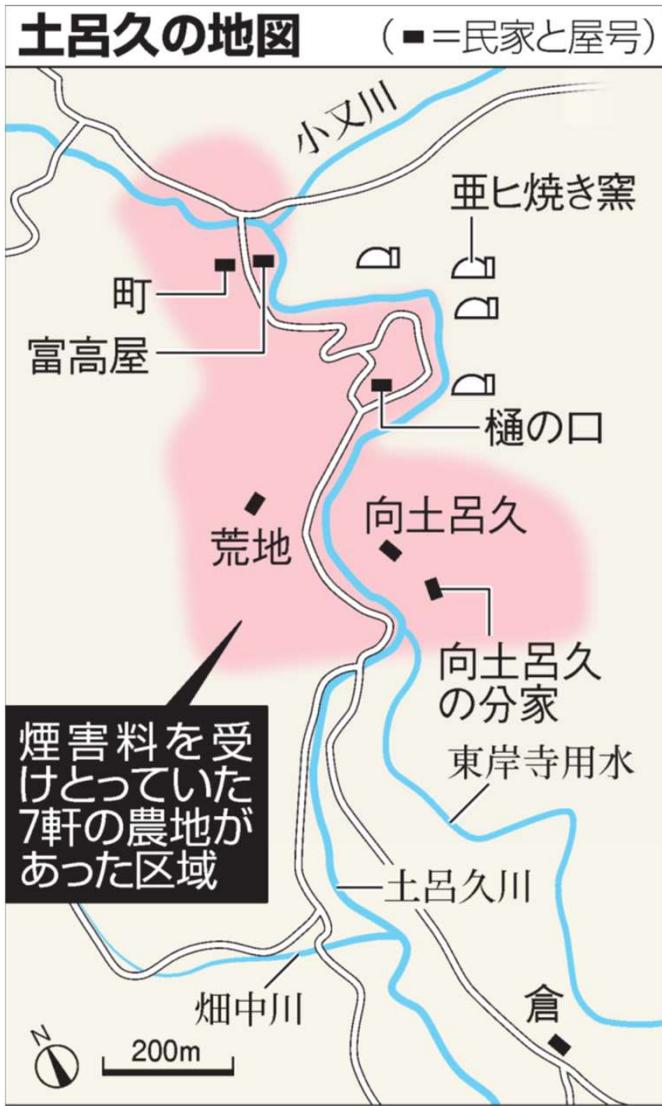
④ 煙害料分配をめぐる対立

1933年に中島飛行機系列に入り、スズ鉱山に生まれ変わって亜ヒ酸製造はしなくなるという観測もあったが、新たな鉱山はスズを主産物、亜ヒ酸を副産物として操業を始めた。1936年4月に和合会と鉱山で契約が取り交わされた。和合会が亜ヒ酸の製造を認める代わりに、鉱山は煙害料を払うことを約束。和合会内で煙害料の分配をめぐる対立がつづき、37年3月、和合会の役員会で煙害料の分配方法が決まった。議事録は、次のように分配すると書いている。

3銭 和合会 / 2銭 佐藤節蔵 / 1.7銭 佐藤忠行 / 1.6銭 小笠原要三郎
1.3銭 佐藤兼三郎 / 1.2銭 佐藤茂 / 0.7銭 佐藤助 / 0.5銭 佐藤良蔵

すなわち、鉱山から払われる1箱12銭の煙害料は、3銭を和合会に残し、9銭を鉱山近くに農地を持っていて被害の激しかった7軒の農家で分配したのである。

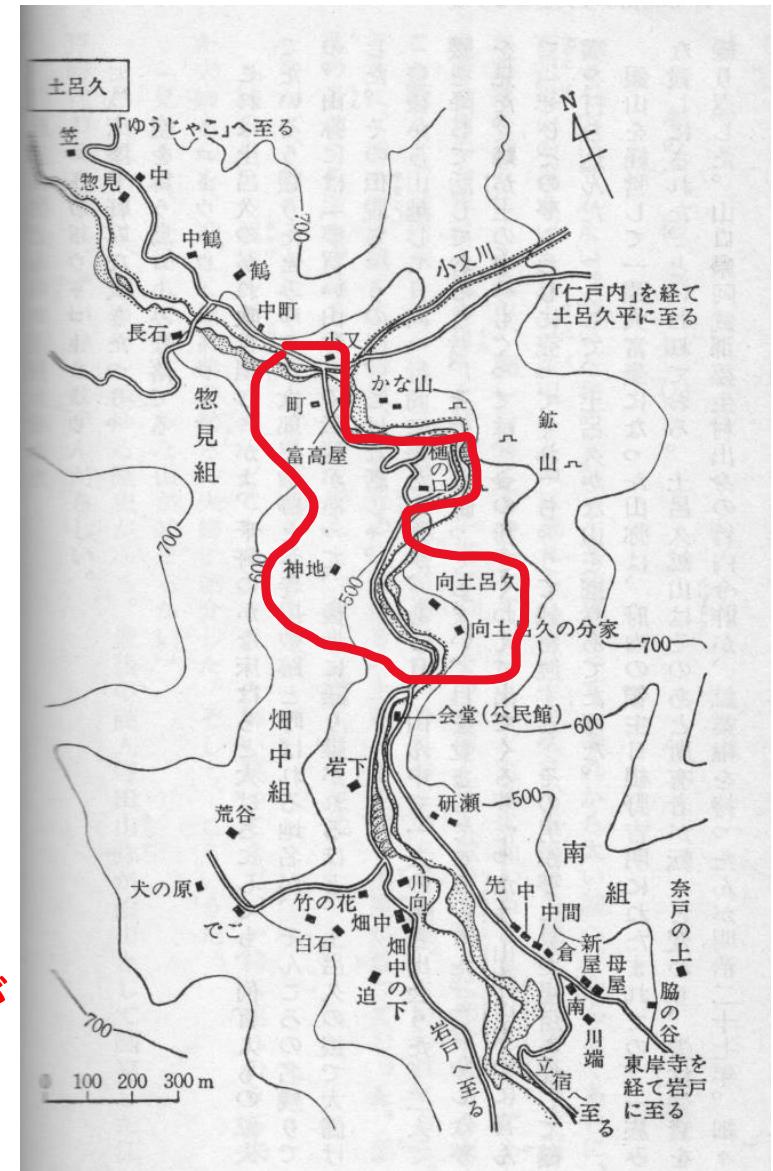




煙害料を受け取った農家 1936年～1941年

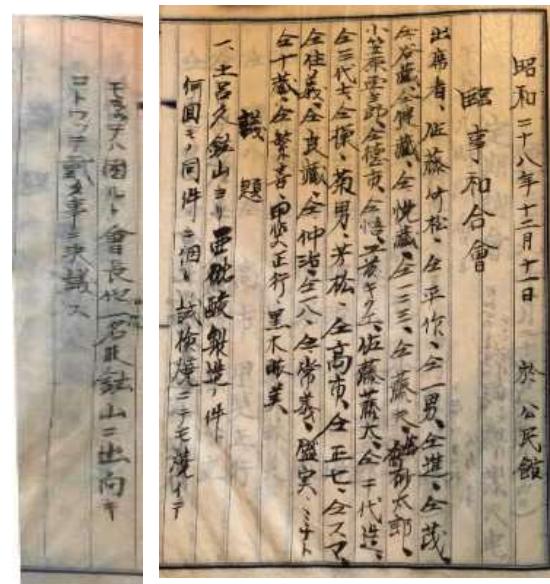
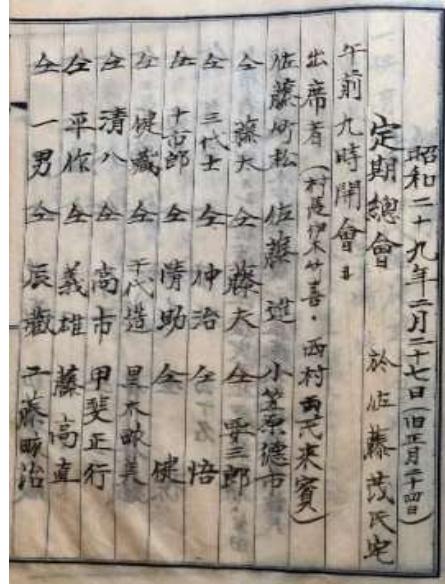
鉱山から和合会に亜ヒ酸1箱（60キロ）につき12銭の煙害料が払われた。このうち9銭を7軒で分配、残り3銭は和合会に

赤囲み：煙害料を受け取っていた7軒の農地があった区域



5

戦後、亜ヒ酸製造再開をめぐる対立



戦後に土呂久鉱山を経営した中島鉱山会社は1952年9月「亜ヒ酸炉建設計画書」を作成。戦前の煙害を経験していた和合会は亜ヒ酸製造再開に絶対反対。鉱山の労働組合は会社の方針に同調して、土呂久内を戸別訪問（写真右）。宮崎県は53年9月、学識経験者などで組織した調査団を派遣し、住民の説得にかかった。こうした動きに反発した和合会は同年12月の総会で「試験焼きにても焼いては困る」と決議（写真中）したが、2か月半後に県・西臼杵支庁・村長に「条件案作成を一任」と方向を転じた（写真左）。条件案は、鉱山から和合会に協力金30万円を払うというものだった。

⑥ 40年にわたった和合会の闘い

亜ヒ酸鉱山が開山した1920年から閉山する62年まで、休山期間をはさみながら亜ヒ酸製造は42年間におよんだ。この間に9度の煙害反対運動が繰り広げられた。結果は3勝3敗3引き分け。敗北した3回に共通するのは、鉱山が払うお金と引き換えに、和合会が亜ヒ酸製造を認めたこと。お金に惑わされて内部の結束が乱れたのが敗因だった。

| | | |
|---------------|----------------|------------------------|
| 1923年5月～11月 | 煙害防止設備要求 | 交付金を受け取る契約を結び、亜ヒ酸製造容認 |
| 1934年7月～36年4月 | スズ鉱山による亜ヒ酸製造反対 | 煙害料を受け取る契約を結び、亜ヒ酸製造を容認 |
| 1952年9月～54年5月 | 亜ヒ酸製造再開反対 | 覚書と契約書を結び、亜ヒ酸製造を再開 |

和合会が目的を達した闘いは3回。最初の勝利は、あまりにひどい反射炉煙害に激しく抗議し、施設改善を要求。鉱山は煙害防止用のタンクを設置し、やがて反射炉の操業をやめた。2度目は、福岡鉱山監督局から呼び出されても、鉱山との契約更新拒否の姿勢を貫き通し、亜ヒ酸製造中止に追い込んだ。3度目は、弱体化した鉱山会社を激しく攻めて閉山に追い込んだ。共通するのは、和合会が結束して追及の手をゆるめなかったことである。

| | | |
|----------------|--------------------|----------------------|
| 1936年11月～38年5月 | 反射炉設備改善要求 | 反射炉に遊煙タンクを設置。反射炉操業停止 |
| 1941年2月～初夏 | 鉱山との契約更新拒否 | 契約更新拒否を貫いて亜ヒ酸製造中止へ |
| 1962年10月～12月 | 新会社に契約更改・亜ヒ酸製造中止要求 | 新会社が解散、土呂久鉱山閉山 |

⑦ 健康被害の補償をめぐる対立

| | 明進会 | 被害者の会 |
|-------|------------------------|-----------------------|
| 時期 | 1974年～80年代前半 | 1974年～2006年ごろ |
| 会員 | 土呂久住民。結成時：土呂久54世帯 | 土呂久公害の被害者・遺族。結成時：56人 |
| 活動 | 集落のインフラ整備・生活改善。集落の公害対策 | あらゆる被害者の認定・治療。鉱山被害の補償 |
| 対行政 | 町・県に集落のインフラ整備・生活改善を陳情 | 鉱山跡地の環境改善・被害者救済を闘いとる |
| 対鉱山会社 | 特になし | 健康被害者の損害賠償求め提訴 |

| | 被害者の会 | 自主交渉の会 |
|---------------|-------------------------------------|------------------------------|
| 時期 | 1974年～2006年ごろ | 1983年～1991年 |
| 会員（1983年） | 53人 | 73人 |
| 運動方針 | 鉱業法に基づいて裁判で住友鉱の賠償責任を追及 | 住友鉱に慰謝料等について考慮善処を要望。円満解決をはかる |
| 知事あっせんに対する考え方 | あっせんの対象は一部症状に限られており、全身の症状に対する補償ではない | 低額だったので、土呂久訴訟の判決に沿った上積みを求める |

和合会は1966年2月に解散し、土呂久公民館がその役割、財産などを引き継いだ。土呂久公害の健康被害者の救済が問題となった1971年以後、被害者内部の分裂・対立が問題になった。

最初の分裂は、土呂久の集落に「明進会」と「被害者の会」の2つの会がつくれられたこと。行政を頼りに集落の振興をかけた明進会に対し、土呂久外の支援を受けた被害者の会は鉱山会社からの補償獲得を目的にした。

土呂久訴訟の一審判決が近づいた1983年、住友鉱との円満解決を目指す「自主交渉の会」が結成され、裁判で鉱山の責任を明確にして法に基づく補償を求める「被害者の会」と対立した。

自主交渉の会は1991年に「住友鉱に損害賠償の義務なし」と明記した条項を受け入れて即決和解した。被害者の分断は企業を利した。

結び

1971年11月に土呂久を取材で訪れたとき、長老の佐藤勝さんから下のような話を聞いた。和合の郷を「けんか会」にかえた亞ヒ酸煙害とはどんなものだったのか。詳しく知りたい。深く学びたいというのが、土呂久と50年を超えて関わってきた私の原点である。

「害が広がると、被害を受けるばかりの地主は、鉱山をかたきと思って亞ヒ焼きに反対する。一方、木炭やたき木を鉱山に売る人や、鉱山で働く労働者は、収入があがるので鉱山を親方のように思っている。反対派に、われわれに働き場を与えてくれるのか、鉱山に行ってどれくらいの補償をくれるのか、とせめる。和合会はまるでけんか会だった」（佐藤勝さんの話）

土呂久の古老は、鉱山で働く貧しい農民と煙害を受けるばかりの豊かな農民層の間で対立が絶えなかった和合会を「まるでけんか会だった」と振り返る。鉱山は、和合会に交付金・煙害料を払うことで共同体内の対立をあおり、それをを利用して操業をつづけた。健康被害の補償が問題になってからは、補償の方法をめぐる被害者内の対立が賠償責任企業を利した。